

保護者様

広島市立広島商業高等学校
校長 原 紺 勇 一

学校感染症による出席停止及び再登校について

平素から、本校の教育につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。

学校保健安全法の規定により、施行規則第18条に定められた下表の感染症に罹患した場合には、出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登校する際には、**必ず医師からの指示（登校許可）に従う**とともに、下記の「学校感染症に関する報告」に**保護者の方が必要事項を記入し、再登校の際に、**担任へ提出してください。

なお、提出の際には、本用紙をコピーしていただくか、学校ホームページの『学校感染症について』からプリントアウトしたものに記入してください。

【学校感染症の種類】

| | |
|-----|--|
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ (H5N1) |
| 第二種 | インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風しん 水痘 (みずぼうそう) 咽頭結膜熱 (プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 [溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) 等] |

【出席停止について】

- 学校における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）は、次のとおりとされています。

| | |
|--------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 |

(切りとらないでください)

【保護者記入欄】

学校長様

学校感染症に関する報告

次のとおり、医師から集団生活が可能との許可が出ましたので、報告します。

| | |
|---|--|
| 1 | 発症日： _____ 月 _____ 日 (発熱等の症状が出た日を記入してください。) |
| 2 | 診断日： _____ 月 _____ 日 _____ インフルエンザの場合は該当する型に○をつけてください。 |
| 3 | 診断名： _____ (A 型 ・ B 型 ・ 不明) |
| 4 | 受診先医療機関名： _____ |
| 5 | 再登校についての医師の指示事項等 [_____] |
| 6 | 上記5の医師の指示に基づき、 _____ 月 _____ 日から登校させます。 |

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名： _____

(児童生徒名： _____ 年 _____ 組 _____ 番)